

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年1月5日～令和8年2月3日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
1	JIS	制定		FPT法による変流量二次ポンプシステムの省エネルギー設計、初期調整及び試験方法	The FPT-method-based design, adjustment, and test for energy-efficient secondary pump systems with variable water volume (VWV) control	この規格は、建築物の中央式空調システムの空調二次側系統に設置される冷(温)水を供給する二次ポンプシステムに、ポンプの台数制御及び往還差圧可変のための回転数制御を導入して省エネルギーを図るための、設計段階における設計方法、施工段階における初期調整及び機能性能試験方法を規定する。また、本規格は、設計段階の計算及び施工段階の実測に基づいてポンプの消費電力を算定する方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・設計方法 ・設計段階におけるポンプ軸動力及び消費電力の推定 ・初期調整・機能性能試験のための測定項目及び方法 ・初期調整方法 ・機能性能試験方法 ・附属書A(規定)初期調整・機能性能試験のための測定項目及び方法の詳細 ・附属書B(規定)初期調整方法の詳細 ・附属書C(規定)機能性能試験方法の詳細 ・附属書D(規定)設計段階におけるポンプ軸動力及び消費電力推定値の計算方法			一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター	一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		鋳造機械—高圧ダイカストマシンの安全要求事項	Foundry machinery—Safety requirements for high pressure die casting machines	この規格は、設備に生じる予測可能な故障又は誤動作が生じた場合、及び輸送・試運転・使用・廃棄及びメンテナンス期間に人的及び物的な安全を確保するために、製造業者が満たすべき要求事項を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・重大な危険源 ・安全要求事項及び／又は保護方策 ・安全要求事項及び保護方策の検証 ・使用上の情報		ISO 23063:2024, Foundry machinery — Safety requirements for high pressure die casting machines(MOD)	日本ダイカストマシン工業会	一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		印刷技術—印刷製品の環境側面の伝達に関する要求事項—第1部:印刷一般	Graphic technology—Requirements for communication of environmental aspects of printed products — Part 1:General printing	この規格は、印刷生産サプライチェーンにおける環境側面の伝達に関する要求事項及び基準について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般原則 ・基準及びパラメータ ・環境声明の要求事項 ・附属書A(規定)伝達するべき環境有害物質 ・附属書B(規定)高リスク環境有害物質 ・附属書C(規定)揮発性有機化合物(VOC) ・附属書D(規定)水質汚染に関する法律の例		ISO 22067-1:2022, Graphic technology — Requirements for communication of environmental aspects of printed products — Part 1: General printing(MOD)	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		歯科—移動形歯科用ユニット及び歯科患者用椅子—一般要求事項	Dentistry — Mobile dental units and dental patient chairs — General requirements	この規格は、電動であるか否かにかかわらず、恒久的な医療施設内で使用することを意図した移動形歯科用ユニット及び移動形歯科患者用椅子の要求事項及び試験方法について規定する。 この規格は、取扱説明書、技術解説、表示及び包装の要求事項についても規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・分類 ・要求事項 ・サンプリング ・測定及び試験方法 ・取扱説明書 ・技術解説 ・表示 ・包装		ISO 5467-1:2022, Dentistry — Mobile dental units and dental patient chairs — Part 1:General requirements(IDT)	日本歯科器械工業協同組合	一般財団法人日本規格協会
5	JIS	制定		歯科—移動形歯科用ユニット及び歯科患者用椅子—エアー、水、吸引及び廃水のシステム	Dentistry — Mobile dental units and dental patient chairs — Air, water, suction and wastewater systems	この規格は、移動形歯科用ユニットの次の事項に関する要求事項及び試験方法について規定する。この規格は、取扱説明書及び技術解説に対する要求事項も規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・分類 ・要求事項 ・サンプリング ・測定及び試験方法 ・取扱説明書 ・技術解説		ISO 5467-2:2022, Dentistry — Mobile dental units and dental patient chairs — Part 2: Air, water, suction and wastewater systems(IDT)	日本歯科器械工業協同組合	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年1月5日～令和8年2月3日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
6	JIS	制定		非破壊試験—パルス渦電流試験—	Non-destructive testing – Pulsed eddy current testing: PEC	この規格は、構造物の厚さ測定を目的としたパルス渦電流試験(Pulsed eddy current testing: PEC)に関する、試験法、技術的の要求事項及び試験手順について規定する。	主な規定項目は、次の通り。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般原理 ・技術者の資格 ・装置 ・測定試験 ・測定システムの検証 ・試験結果の解釈及び評価 ・試験結果の検証 ・文章類		ISO 20669:2017, Non-destructive testing – Pulsed eddy current testing of ferromagnetic metallic components(MOD)	一般社団法人日本非破壊検査協会	一般財団法人日本規格協会
7	JIS	制定		放射線加工処理における線量計測用語	Dosimetry for radiation processing – Vocabulary	この規格は、ガンマ線照射、X線照射又は加速電子線を用いた放射線加工処理に係る線量計測の概念における明確な用語及び定義について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義		ISO 12749-4:2015, Nuclear energy, nuclear technologies, and radiological protection – Vocabulary – Part 4: Dosimetry for radiation processing – Vocabulary (IDT)	一般社団法人日本原子力学会	一般財団法人日本規格協会
8	JIS	制定		温水洗净便座及び暖房便座のエネルギー消費効率算定のための試験方法及び算出方法	Test and Calculation Method for Determining Energy Consumption Efficiency of Electrically operated spray seats and heated seats	この規格は、主に家庭で使用する温水洗净便座及び暖房便座のエネルギー消費効率を算定するための、試験方法及び算出方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義並びに記号及び略語 ・記号 ・エネルギー消費効率算出のための試験条件 ・エネルギー消費効率算出のための試験方法 ・エネルギー消費効率算出のための算出方法			一般社団法人日本レストルーム工業会	一般財団法人日本規格協会
9	JIS	制定		情報技術—デジタル出版物のデジタル著作権管理(DRM)技術の仕様—第2部:ユーザー鍵に基づく保護	Information technology—Specification of digital rights management (DRM) technology for digital publications—Part 2:User key-based protection	この規格は、デジタル出版物(特にEPUB)のリソースを暗号化し、復号鍵を閲覧システムに安全に配信するための技術的手段を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・概要 ・ライセンス文書 ・ライセンス状態文書 ・暗号化プロファイル ・EPUBへの統合 ・閲覧システム動作		ISO 23078-2:2024, Information technology—Specification of digital rights management (DRM) technology for digital publications—Part 2:User key-based protection(IDT)	一般社団法人情報処理学会	一般財団法人日本規格協会
10	JIS	制定		金属材料の疲労き裂進展試験方法	Testing method of fatigue crack growth of metallic materials	この規格は、疲労き裂進展下限界応力拡大係数範囲 ΔK_{th} から不安定破壊の開始までの疲労き裂進展速度を決定するための試験について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略語 ・試験装置 ・試験片 ・試験手順 ・き裂長さ測定 ・計算方法 ・試験報告書 ・附属書A(規定)コンパクトテクション(CT)試験片 ・附属書B(規定)中央き裂引張(CCT)試験片 ・附属書C(規定)片側切欠き引張(SENT)試験片 ・附属書D(規定)片側切欠き曲げ(SENB)試験片 ・附属書JA(規定)円盤形コンパクトテクション(DCT)試験片 ・附属書JB(規定)円弧形引張(AT)試験片 ・附属書JC(規定)円弧形曲げ(AB)試験片 ・附属書JD(規定)偏心負荷片側切欠き引張(ESET)試験片		ISO 12108:2018, Metallic materials – Fatigue testing – Fatigue crack growth method(MOD)	公益社団法人日本材料学会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記			
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年1月5日～令和8年2月3日			
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載			
3: 区分bは、制定、改正の別を記載			
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載			

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
11	JIS	改正	B1584-1	滑り軸受－巻きブшу－第1部:寸法	Plain bearings－Wrapped bushes－Part 1: Dimensions	この規格は、巻きブшуの寸法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、JIS B 0163-2だけではこの規格で用いる一部の記号をカバーできないため、基本記号及び記号の付け方が示されているJIS B 0163-1も引用するよう改める。 ・記号及び単位について、対応国際規格及びJIS B 1584規格群同士の整合性を図るために、記号及び定義の見直しを行う。 ・寸法及び許容差において、ハウジング圧入時のブшу内径の最大値及び最小値について、規格利用者の利便性を高めるため、対応国際規格に合わせて数式によって示すよう改める。また、対応国際規格との整合を図るために、ブшуの内径面取りの図の表記方法を変更する。 ・円筒及びつば付きブшуの図示例において、対応国際規格との整合性を図るために、ブшу内径面取りの図示の表記を改める。 ・リングケージ圧入時のブшу内径の許容差、ブшу外径の許容差、及びハウジング内径の公差域クラスにおいて、規格利用者の利便性を高めるため、対応国際規格ISO規定同様にブшу外径を範囲で規定するよう改める。 ・ブшу内径の計算例において、ブшу圧入によるハウジング内径の膨張に関する式を追加する。 ・製品の呼び方において、規格利用者の利便性を高めるため、製品の呼び方の体系を示すよう改める。また、市場の実態に合わせて、例1に油穴Lを追加する。また、肉厚測定に関するISO 3547-7を引用しているが、ISO 3547-7に対応するJISが開発されたため、この規格でもJISを引用するよう修正する。		ISO 3547-1:2018, Plain bearings－Wrapped bushes－Part 1: Dimensions(MOD)	一般社団法人日本機械学会	一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	B1584-3	滑り軸受－巻きブшу－第3部:油穴、油溝及び油だまり	Plain bearings－Wrapped bushes－Part 3: Lubrication holes, grooves and indentations	この規格は、巻きブшуの油穴及び油溝の形状及び寸法並びに油だまりの形状について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、JIS B 0163-2だけではこの規格で用いる一部の記号をカバーできないため、基本記号及び記号の付け方が示されているJIS B 0163-1も引用するよう改める。 ・記号及び単位について、対応国際規格及びJIS B 1584規格群同士との整合性を図るために、記号及び定義の見直しを行う。 ・製品の呼び方において、市場の実態に合わせて、例1に油穴Lを追加する。また、肉厚測定に関するISO 3547-7を引用しているが、ISO 3547-7に対応するJISが開発されたため、この規格でもJISを引用するよう修正する。		ISO 3547-3:2017, Plain bearings－Wrapped bushes－Part 3: Lubrication holes, grooves and indentations(MOD)	一般社団法人日本機械学会	一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	B8410	水道用減圧弁	Pressure reducing valves for water works	この規格は、主に温水用熱交換器の給水に用いる逆流防止機構を内蔵した給水一次側が最高使用圧力750 kPaの水道用減圧弁について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・浸出性能の判定基準において、関連法令の改正に伴い、六価クロム化合物の判定基準値0.05mg/L以下を0.02mg/L以下に変更する。			日本暖房機器工業会	一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	B8414	温水機器用逃し弁	Relief valves for hot water appliances	この規格は、最高使用圧力100 kPa以下、又は200 kPa以下の温水用熱交換器に用いる温水機器用逃し弁について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料において、"JIS K 6257の表1のAA-2法"を"JIS K 6257の表1のAtA-1法"に置き換える。 ・浸出性能の判定基準において、関連法令の改正に伴い、六価クロム化合物の判定基準値0.05mg/L以下を0.02mg/L以下に変更する。			日本暖房機器工業会	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	B8417	真空式温水発生機	Vacuum type hot water generator	この規格は、灯油、A重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5 kW以上で、主として給湯、暖房、循環加温などに用いる真空式温水発生機について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲、品質性能などにおいて、従来単位とSI単位の併記をやめ、SI単位へ一本化する。 ・試験方法において、近年の技術の実態に即した内容に更新する。			日本暖房機器工業会	一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	B8418	無圧式温水発生機	Non pressure type hot water generator	この規格は、灯油、A重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が46.5 kW以上で、主として給湯、暖房及び循環加温などに用いる無圧式温水発生機について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類において、用途別方式による区分を追加する。 ・試験方法において、近年の技術の実態に即した内容に更新(入出熱法による熱出力試験の温度条件に"循環"用途の場合を追加)する。			日本暖房機器工業会	一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	B9705-1	機械類の安全性－制御システムの安全関連部－第1部:設計のため的一般原則	Safety of machinery－Safety-related parts of control systems－Part 1:General principles for design	この規格は、ソフトウェアの設計を含み安全機能を実行する制御システムの安全関連部(SRP/CS)の設計及び統合のための方法論を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格構成において、現行規格では、制御システムの設計から妥当性確認までの要求事項が各箇条に分散しているため、規格利用者の利便性の観点から整理を行い、より容易に制御システムの設計及び開発を行えるように、設計・開発プロセス順に箇条を整理する。 ・用語及び定義において、関連規格(例えば、ISO 12100, IEC 61496, IEC 61508)で定義される用語との整合のために、修正及び追加を行う。また、この規格と対応するJIS B 9705-2の内容をこの規格に統合するため、関連する用語の追加を行う。 ・現行規格では"設計上の考慮事項(箇条4)"の一部として規定していたソフトウェア要求事項を、単独の箇条(箇条7)として独立させる。 ・JIS B 9705-2の要求事項である"妥当性確認"のうち、附属書以外のすべてを、この規格に統合する。 ・本体で規定される環境条件等に関連するEMIイミュニティに関する追加の指針を、附属書(参考)として新たに追加する。 ・附属書(参考)として、ソフトウェア設計におけるシステムティック故障の回避について記載する。	ISO 13849-1:2023, Safety of machinery－Safety-related parts of control systems－Part 1:General principles for design(IDT)	一般社団法人日本機械工業連合会	一般財団法人日本規格協会	

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記	
1:	意見及び異議受付期間は、令和8年1月5日～令和8年2月3日
2:	区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
3:	区分bは、制定、改正の別を記載
4:	対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
18	JIS	改正	C3662-1	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第1部:通則	Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V – Part 1:General requirements	この規格は、公称電圧交流450/750V以下の電気設備などに用いる定格電圧U0/Uが450/750V以下の、塩化ビニルを主成分とする絶縁体及び必要によってシースをもつ非可とうケーブル及び可とうケーブルについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、安全性の維持・向上を図るため、適用する電線・ケーブルはJIS C 60364規格群に規定する施設に対応するものであることを明確にする。 ・電気的特性などにおいて、対応国際規格との整合を図るために、試験方法として引用している“JIS C 3662-2”を“JIS C 63294”に改める。また、同様に、機械的特性などで引用されているJIS C 3660規格群:2003をJIS C 3660規格群:2019に改める。		IEC 60227-1:2024, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V – Part 1: General requirements(MOD)	一般社団法人日本電線工業会	一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	C3662-3	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第3部:固定配線用シースなしケーブル	Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V – Part 3 : Non-sheathed cables for fixed wiring	この規格は、定格電圧450/750V以下の固定配線用ビニル絶縁単芯シースなしケーブルに関する特定の仕様について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、安全性の維持・向上を図るため、適用する電線・ケーブルはJIS C 60364規格群に規定する施設に対応するものであることを明確にする。 ・電気的特性などにおいて、対応国際規格との整合を図るために、試験方法として引用している“JIS C 3662-2”を“JIS C 63294”に改める。また、同様に、機械的特性などで引用されているJIS C 3660規格群:2003をJIS C 3660規格群:2019に改める。		IEC 60227-3:2024, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V – Part 3 : Non-sheathed cables for fixed wiring(IDT)	一般社団法人日本電線工業会	一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	C3662-4	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第4部:固定配線用シース付きケーブル	Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V – Part 4: Sheathed cables for fixed wiring	この規格は、定格電圧300/500Vの軽量ポリ塩化ビニル被覆ケーブルに関する特定の仕様について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、安全性の維持・向上を図るため、適用する電線・ケーブルはJIS C 60364規格群に規定する施設に対応するものであることを明確にする。 ・電気的特性などにおいて、対応国際規格との整合を図るために、試験方法として引用している“JIS C 3662-2”を“JIS C 63294”に改める。また、同様に、機械的特性などで引用されているJIS C 3660規格群:2003をJIS C 3660規格群:2019に改める。		IEC 60227-4:2024, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V – Part 4 : Sheathed cables for fixed wiring(IDT)	一般社団法人日本電線工業会	一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	C3662-5	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第5部:可とうケーブル(コード)	Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V – Part 5: Flexible cables (cords)	この規格は、定格電圧300/500V以下の塩化ビニル絶縁可とうケーブル(コード)に関する特定の仕様を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、安全性の維持・向上を図るため、適用する電線・ケーブルはJIS C 60364規格群に規定する施設に対応するものであることを明確にする。 ・電気的特性などにおいて、対応国際規格との整合を図るために、試験方法として引用している“JIS C 3662-2”を“JIS C 63294”に改める。また、同様に、機械的特性などで引用されているJIS C 3660規格群:2003をJIS C 3660規格群:2019に改める。		IEC 60227-5:2024, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V-Part 5: Flexible cables (cords)(MOD)	一般社団法人日本電線工業会	一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	C3662-7	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第7部:定格電圧350/500V以下の遮へい付き又は遮へいなしの2芯以上の多心可とうケーブル	Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V-Part 7: Flexible cables screened and unscreened with two or more conductors and of rated voltages up to and including 300/500 V	この規格は、定格電圧が300/500V以下のポリ塩化ビニル絶縁、遮へい付きおよび遮蔽なしの制御ケーブルに関する特定の仕様を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、安全性の維持・向上を図るため、適用する電線・ケーブルはJIS C 60364規格群に規定する施設に対応するものであることを明確にする。 ・電気的特性などにおいて、対応国際規格との整合を図るために、試験方法として引用している“JIS C 3662-2”を“JIS C 63294”に改める。また、同様に、機械的特性などで引用されているJIS C 3660規格群:2003をJIS C 3660規格群:2019に改める。		IEC 60227-7:2024, Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750 V – Part 7: Flexible cables screened and unscreened with two or more conductors and of rated voltages up to and including 300/500 V(IDT)	一般社団法人日本電線工業会	一般財団法人日本規格協会
23	JIS	改正	C8105-2-22	照明器具—第2—22部:非常時用照明器具に関する安全要求事項	Luminaires-Part 2-22: Particular requirements-Luminaires for emergency lighting	この規格は、1 000 V以下の非常時用電源で、電気光源を使用した非常に用いる照明器具の要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測光データにおいて、LED光源を負荷とする照明器具の基準光束の要求事項を追加する(箇条22.17)。 ・構造において、リチウム電池又は電気二重層コンデンサを非常時用電源とする場合の要求事項を追加する(箇条22.7, 附属書A)。 ・上記の改正に伴う用語及び定義(箇条22.3)並びに表示(箇条22.6)の規定を追加する。		IEC 60598-2-22:2021, Luminaires-Part2-22:Particular requirements-Luminaires for emergency lighting(MOD)	一般社団法人日本照明工業会	一般財団法人日本規格協会
24	JIS	改正	C8121-1	ランプソケット類—第1部:一般要求事項及び試験	Miscellaneous lampholders – Part 1: General requirements and tests	この規格は、照明器具などに組み込むことを意図した様々なタイプのランプソケット、例えば、附属書Aに記載する口金をもつランプ(一般照明用光源、映写用電球、投光照明用ランプ及び街路照明用ランプ)を装着するランプソケットの一般要求事項及びこれらのランプソケットに装着したランプの安全な使用を確認するための試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・沿面距離及び空間距離において、導電路を形成しない無機質材料(ガラス、セラミックなど)の沿面距離は、関連する空間距離の値より大きくなる必要がない旨を追加する。 ・動作電圧(Uout)に対するソケットの絶縁距離の考え方を附属書Fとして追加する。		IEC 60838-1:2016, Miscellaneous lampholders – Part 1:General requirements and tests + Amendment 1:2017 + Amendment 2:2020(MOD)	一般社団法人日本照明工業会	一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	C8281-2-2	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ—第2—2部:電磁遠隔制御式スイッチ(RCS)の個別要求事項	Switches for household and similar fixed electrical installations – Part 2-2: Particular requirements – Electromagnetic remote-control switches (RCS)	この規格は、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用であつて、屋内用又は屋外用の定格電圧が交流440 V以下で定格電流が63 A以下の電磁遠隔制御式スイッチに適用する。	主な改正点は、次のとおり。 ・耐電圧において、国際規格との整合を図るために、安全特別低電圧(SELV)回路/保護特別低電圧(PELV)回路と、それらの回路よりも高い動作電圧の回路との間に印加する試験電圧を変更する。 ・絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性において、国際規格との整合を図るために、スイッチング回路及び制御回路の両方に適用することを明確にする。 ・国際規格との整合を図るために、-5 °Cより低い温度での使用を意図するスイッチに対する要求事項を新たに追加する。		IEC 60669-2-2:2024, Switches for household and similar fixed electrical installations – Part 2-2: Particular requirements – Electromagnetic remote-control switches (RCS)(MOD)	一般社団法人日本配線システム工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記			
1: 意見及び異議受付期間は、令和8年1月5日～令和8年2月3日			
2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載			
3: 区分bは、制定、改正の別を記載			
4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載			

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
26	JIS	改正	C8281-2-3	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ第2-3部:遅延スイッチ(TDS)の個別要求事項	Switches for household and similar fixed electrical installations – Part 2-3: Particular requirements – Time-delay switches (TDS)	この規格は、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用であつて、屋内用又は屋外用の定格電圧が交流440 V以下で定格電流が63 A以下の遅延スイッチで、手又は遠隔操作によって動作するものに適用する。	主な改正点は、次のとおり。 ・耐電圧において、国際規格との整合を図るため、安全特別低電圧(SELV)回路/保護特別低電圧(PELV)回路と、それらの回路よりも高い動作電圧の回路との間に印加する試験電圧を変更する。 ・絶縁材料の耐過熱性、耐火性及び耐トラッキング性において、国際規格との整合を図るため、スイッチング回路及び制御回路の両方に適用することを明確にする。 ・国際規格との整合を図るため、-5 °Cより低い温度での使用を意図するスイッチに対する要求事項を新たに追加する。	IEC 60669-2-3:2024, Switches for household and similar fixed electrical installations – Part 2-3: Particular requirements – Time-delay switches (TDS)(MOD)	一般社団法人日本配線システム工業会	一般財団法人日本規格協会	
27	JIS	改正	G3123	みがき棒鋼	Cold finished carbon and alloy steel bars	この規格は、機械構造及び各種部品に用いる断面形状が丸、六角、角及び平の炭素鋼及び合金鋼のみがき棒鋼について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・寸法及び寸法許容差に国内の事情に即した“長さ”的規定を追加する。 ・外観の“表面きず”及び“曲がり”を明確化し、適切な規定に改める。 ・試験片に国内で使用している“比例試験片”及び“定型試験片”を追加する。	ISO 683-7:2023, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels – Part 7: Bright products of non-alloy and alloy steels(MOD)	日本磨棒鋼工業組合	一般財団法人日本規格協会	
28	JIS	改正	G4309	ステンレス鋼線	Stainless steel wires	この規格は、ステンレス鋼線材及び10.5 %以上のクロムを含む耐熱鋼線材を用いて製造した線について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類の記号について、オーステナイト・フェライト系6種類(SUS821L1, SUS323L, SUS329J1, SUS329J3L, SUS329J4L, SUS327L1)及びオーステナイト系3種類(SUS304J3L, SUH314, SUH660)の記号を追加する、とともに、オーステナイト系1種類(SUS303Se)及びフェライト系1種類(SUS405)を削除する。 ・追加する種類について、機械的性質を規定する。	ISO 16143-3:2014, Stainless steels for general purposes – Part 3: Wire(MOD)	ステンレス協会	一般財団法人日本規格協会	
29	JIS	改正	G4314	ばね用ステンレス鋼線	Stainless steel wires for springs	この規格は、ステンレス鋼線材を用いて製造したばね用ステンレス鋼線について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・SUS304-WPSの適用線径について、「0.29 mm以上1.60 mm以下」を、「0.10 mm以上1.60 mm以下」に拡大する。 ・適用線径拡大による、機械的性質を追加規定する。 ・標準線径について、0.15, 0.25, 0.30, 0.48, 0.75及び3.0の6線径を追加する。 ・市場で需要が増加している細径サイズの引張試験速度の規定について、試験負荷の軽減のため、線径“0.080以上0.50以下”的引張速度を、「100 N/(mm ² ·S)以下」から「150 N/(mm ² ·S)以下」に改める。	ISO 6931-1:2016, Stainless steels for springs – Part 1: Wire(MOD)	ステンレス協会	一般財団法人日本規格協会	
30	JIS	改正	G4315	冷間圧造用ステンレス鋼線	Stainless steel wires for cold heading and cold forging	この規格は、ステンレス鋼線材及び10.5 %以上のクロムを含む耐熱鋼線材を用いて製造した冷間圧造用ステンレス鋼線について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・種類の記号を追加。オーステナイト系1種類:SUS304J3L ・追加する種類について、機械的性質を規定する。 ・市場ニーズに対応して適用線径を拡大。WSA:SUS304, SUS304L, SUS304J3, SUS304J3L, SUS316, SUS316L及びSUSXM7の線径上限を5.50 mm → 8.00 mmに拡大する。WSB:線径上限を17.0 mm → 25.0 mmに拡大する。	ISO 4954-2:2024, Steels for cold heading and cold extruding – Technical delivery conditions – Part 2: Stainless steels(MOD)	ステンレス協会	一般財団法人日本規格協会	
31	JIS	改正	K0121	原子吸光分析通則	General rules for atomic absorption spectrometry	この規格は、原子吸光分析装置を用いて、定量分析を行う場合の通則について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・複数光源を搭載した多元素分析法を加える。 ・定量法に内部標準法を加える。 ・要求事項、推奨事項、許容事項、可能性・能力事項の区別を明確にする。			一般社団法人日本分析機器工業会	一般財団法人日本規格協会
32	JIS	改正	T1206	視野計	Perimeters	この規格は、定められた背景輝度上に提示される視標の視認状態を患者の自覚応答によって検出することによって、視野の明度識別閾値を評価するために設計された機器の要求事項及び試験方法を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲を対応国際規格(ISO 12866)のScopeの内容に合わせ、“定義された背景上の光視標の存在を主観的に検出することによって、視野の感度を評価するように設計された計器に対する要件及び試験方法”へ変更する。 ・用語の定義においてISO 12866のTerms and definitionsの内容に合わせて、中心視野、静的検査などの用語及びその定義を追加する。 ・性能において対応国際規格(ISO 12866)のRequirementsの内容に合わせて、視標呈示の規定値などを更新する。 ・対応国際規格(ISO 12866)のAnnex Cの内容に合わせ、正常眼データベースについて規定した附属書を追加する。	ISO 12866:1999+A1:2008 Ophthalmic instruments – Perimeters(IDT)	日本医用光学機器工業会	一般財団法人日本規格協会	
33	JIS	改正	T6526	歯科用セラミック材料	Dental ceramic materials	この規格は、修復物及び補てつ(綴)物に用いる歯科用セラミック材料について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”において、“加圧用インゴット”的用語を追加し、“オペーカンティンセラミックス”及び“歯科用CAD/CAM”的用語の削除を行う。 ・“曲げ強さ”的試験片の作製の“寸法”において、曲げ強さ試験片の長さを十分に確保するために“長さは、支点間距離(L又は)より2 mm以上長く”から“長さは、支点間距離(L又は)より2b mm以上(b:試験片の厚さ)長く”に変更する。 ・附属書[破壊じん(韌)性]において、クラス5の破壊じん(韌)性の推奨値を市販製品の実態に合わせて“5.0 MPa·m ^{1/2} ”から“4.0 MPa·m ^{1/2} ”に変更する。	ISO 6872:2024, Dentistry – Ceramic materials(MOD)	日本歯科材料工業協同組合	一般財団法人日本規格協会	

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和8年1月5日～令和8年2月3日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
34	JIS	改正	T7207	医用加湿器－加湿システムの基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項	Medical electrical equipment—Particular requirements for basic safety and essential performance of respiratory humidifying equipment	この個別規格は、附属品と組み合わせて使用する加湿器の基礎安全及び基本性能について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“加湿器の分類”において、これまでカテゴリ1(上気道バイパス患者)及びカテゴリ2(上気道バイパスではない患者)だけしかなかったが、ハイフロー療法としてカテゴリ3を新設する。これに伴い、“加湿出力”においてカテゴリ3のモードで最低加湿出力16 mg/Lの規定を追加する。 ・“過度の温度及び他のハサードに対する保護”において、正常な使用時の最高温度に関する要求事項を追加するとともに、安全標識に関する規定を追加する。 ・“制御及び計器の精度並びに危険な出力に対する保護”において、ガス温度監視装置に関する要求事項は従来からあるが、吸入時のガス温度の安定性を確保するため、静的及び動的温度安定性の要求事項を追加する(多くの簡易加湿器には温度モニタリング装置がないため、この要求事項を追加する)。 ・規定の附属書の着脱式温度センサ及び設置ポートにおいて、誤接続防止のため、温度センサーポートの最小の円筒直径(ΦW)を変更(拡大)する。 		ISO 80601-2-74:2021, Medical electrical equipment—Part 2-74: Particular requirements for basic safety and essential performance of respiratory humidifying equipment (MOD)	一般社団法人日本医療機器工業会	一般財団法人日本規格協会